「議会改革」分科会の発言要旨

条例づくり交流会議

（7月27日の「市民と議員の条例づくり交流会議」の「議会改革」分科会発言要旨は次の通り）

「広がる議会基本条例」

藤原忠彦多摩市議長　議会改革の第一歩は昭和三九年頃、多摩ニュータウン計画の受け入れの是非について議会で活発な議論（をしたこと）に始まる。平成八年に議会提案により政治倫理条例を制定。一一年には定例会初日を固定化した。一二年からは市民による自治基本条例づくりが始まり議会も関心を持っていた。

一三年からは若手議員を中心に議会の役割等について超党派による勉強会を開始。一五年には議会の全ての会議を原則公開。一六年には委員報酬の議員提案をめぐり民主党政務調査費の一円から考にしながら、気がついた。一六年度決算審査において初めて議会における事業評価を行うことを決定した。

清都幸基北海道福島町議　議会改革に私は三つの段階で臨んできた。第一点は「変わらないことは悪」ぐらいの気持ちで、先進事例を参第二弾で地域に議員派遣を行い、「出前委員会」を開催。開催前に特別委員会だけでなく超党派の議員がチラシ配布などを行った。

議会改革は議員の意識改革でもあった。同時に議員に対する市民側の意識改革もある。議会基本条例は二月の制定を目指しているが、骨子案がまとまった時点で、全議員の意見交換などを予定。参考人招致も考えている。素案ができた段階では、出前委員会のような市民との対話の場を持つ予定だ。

清都幸基北海道福島町議　議会改革に私は三つの段階で臨んできた。第一点は「変わらないことは悪」ぐらいの気持ちで、先進事例を参考にしながら、気がついたことから、できることを含めて初めて議会における事業評価を行うことを決定した。

荏苒　注目されているのは議会・議員の（自己）評価制度。

議会改革の大きな転機は、統一選（後）の議会の発足。全議員が常任委員会以外に議論の場を持つよう、二つの特別委員会を立ち上げた。一つは、議会基本条例の制定を目指す「議会改革特別委員会」。もう一つは「公共施設の改修の在り方特別委員会」。特別委員会で議会改革に対する市民の生の声を聞く必要があるとして、今年二月、無作為抽出で二、五〇〇人対象の市民アンケートを実施した。五一三人が回答、反収集していこうと、広報と合わせて広聴機能も持たせた委員会設置を条例で謳った。市民との意見交換等の企画立案も担うと位置付けている。それから、例えば本会議のインターネット配信や図書室の充実もお金がかかる。そういったことは一年間の自分の活動、発言をもう一度見直すいい機会になる。そのことが次の年に向けての議案設定にもつながっていく。

議会から良い政策から呼びかけていた自治基本条例は今作業に入っている。議会基本条例と合わせて来年四月の施行に向けて準備をしている。理想的には長野県飯田市のように議会主導で行政を巻き込み、住民が参加して作り上げるというのが一つの理想。この三月から九月までを通年議会の試行と設定している。傍聴人の協働参加は、まず目は住民から見た議会、三つ目は変化を恐れない「変わらないことは悪」ぐらいの気持ちで、先進事例を参考にしながら、気がついたことから、できることを含めて初めて議会における事業評価を行うことを決定した。

荏苒　注目されているのは議会・議員の（自己）評価制度。

議会改革の大きな転機は、統一選（後）の議会の発足。全議員が常任委員会以外に議論の場を持つよう、二つの特別委員会を立ち上げた。一つは、議会基本条例の制定を目指す「議会改革特別委員会」。もう一つは「公共施設の改修の在り方特別委員会」。特別委員会で議会改革に対する市民の生の声を聞く必要があるとして、今年二月、無作為抽出で二、五〇〇人対象の市民アンケートを実施した。五一三人が回答、反

七つの会派があるが、二人会派が二つ、無会派一人。これらの人は、本来代表者会議では発言権も何もないが、オブザーバーで入ってもらい、通常の代表者と同じ発言をしてもらっている。こういったところが強みだったが、その分、各会派がそれぞれの立場で行動、個人的な発言でしかなくなっている。議会の形としてはなってなかった。

これらを含め議長から議会基本条例と政治倫理条例を策定すると提言がなされ、議会制度検討委員会が設置された。途中から市民委員と学識経験者に入ってもらい、大きな成果が出た。

倫理条例と基本条例の関係について、二つ同時に考えてきたことが相乗効果となってある。市民委員、学識経験者のおかげで、市民参加の再認識ができた。議員はどうよう新が進一括法が国会だけがまとまりを持ったとしても力にはならない。市民の後ろ盾がないとそれだけの力が発揮できないという事実がある。

一年間の会議で言った。基本的な方向性は市民参加と議員討議に始まると捉えている。

市民の多様な意見を多く

荏苒　注目されているのは議会・議員の（自己）評価制度。

議会改革の大きな転機は、統一選（後）の議会の発足。全議員が常任委員会以外に議論の場を持つよう、二つの特別委員会を立ち上げた。一つは、議会基本条例の制定を目指す「議会改革特別委員会」。もう一つは「公共施設の改修の在り方特別委員会」。特別委員会で議会改革に対する市民の生の声を聞く必要があるとして、今年二月、無作為抽出で二、五〇〇人対象の市民アンケートを実施した。五一三人が回答、反

七つの会派があるが、二人会派が二つ、無会派一人。これらの人は、本来代表者会議では発言権も何もないが、オブザーバーで入ってもらい、通常の代表者と同じ発言をしてもらっている。こういったところが強みだったが、その分、各会派がそれぞれの立場で行動、個人的な発言でしかなくなっている。議会の形としてはなってなかった。

これらを含め議長から議会基本条例と政治倫理条例を策定すると提言がなされ、議会制度検討委員会が設置された。途中から市民委員と学識経験者に入ってもらい、大きな成果が出た。

倫理条例と基本条例の関係について、二つ同時に考えてきたことが相乗効果となってある。市民委員、学識経験者のおかげで、市民参加の再認識ができた。議員はどうよう新が進一括法が国会だけがまとまりを持ったとしても力にはならない。市民の後ろ盾がないとそれだけの力が発揮できないという事実がある。

一年間の会議で言った。基本的な方向性は市民参加と議員討議に始まると捉えている。

市民の多様な意見を多く

収集していこうと、広報と合わせて広聴機能も持たせた委員会設置を条例で謳った。市民との意見交換等の企画立案も担うと位置付けている。それから、例えば本会議のインターネット配信や図書室の充実もお金がかかる。そういったことは一年間の自分の活動、発言をもう一度見直すいい機会になる。そのことが次の年に向けての議案設定にもつながっていく。

議会から良い政策から呼びかけていた自治基本条例は今作業に入っている。議会基本条例と合わせて来年四月の施行に向けて準備をしている。理想的には長野県飯田市のように議会主導で行政を巻き込み、住民が参加して作り上げるというのが一つの理想。この三月から九月までを通年議会の試行と設定している。傍聴人の協働参加は、まず目は住民から見た議会、三つ目は変化を恐れない「変わらないことは悪」ぐらいの気持ちで、先進事例を参考にしながら、気がついたことから、できることを含めて初めて議会における事業評価を行うことを決定した。

清都幸基北海道福島町議　議会改革に私は三つの段階で臨んできた。第一点は「変わらないことは悪」ぐらいの気持ちで、先進事例を参考にしながら、気がついたことから、できることを含めて初めて議会における事業評価を行うことを決定した。

荏苒　注目されているのは議会・議員の（自己）評価制度。

議会改革の大きな転機は、統一選（後）の議会の発足。全議員が常任委員会以外に議論の場を持つよう、二つの特別委員会を立ち上げた。一つは、議会基本条例の制定を目指す「議会改革特別委員会」。もう一つは「公共施設の改修の在り方特別委員会」。特別委員会で議会改革に対する市民の生の声を聞く必要があるとして、今年二月、無作為抽出で二、五〇〇人対象の市民アンケートを実施した。五一三人が回答、反

七つの会派があるが、二人会派が二つ、無会派一人。これらの人は、本来代表者会議では発言権も何もないが、オブザーバーで入ってもらい、通常の代表者と同じ発言をしてもらっている。こういったところが強みだったが、その分、各会派がそれぞれの立場で行動、個人的な発言でしかなくなっている。議会の形としてはなってなかった。

これらを含め議長から議会基本条例と政治倫理条例を策定すると提言がなされ、議会制度検討委員会が設置された。途中から市民委員と学識経験者に入ってもらい、大きな成果が出た。

倫理条例と基本条例の関係について、二つ同時に考えてきたことが相乗効果となってある。市民委員、学識経験者のおかげで、市民参加の再認識ができた。議員はどうよう新が進一括法が国会だけがまとまりを持ったとしても力にはならない。市民の後ろ盾がないとそれだけの力が発揮できないという事実がある。

一年間の会議で言った。基本的な方向性は市民参加と議員討議に始まると捉えている。

市民の多様な意見を多く

「議会基本条例の先に見えるもの」

田村和寿武蔵野市第四期

長期計画調整計画策定委員

で活動の状況が少しでも（住民に）見えていけばなという期待が一つ。もう一点は「評価をするとなると、一年間の自分の活動、発言をもう一度見直すいい機会になる。そのことが次の年に向けての議案設定にもつながっていく。

議会から良い政策から呼びかけていた自治基本条例は今作業に入っている。議会基本条例と合わせて来年四月の施行に向けて準備をしている。理想的には長野県飯田市のように議会主導で行政を巻き込み、住民が参加して作り上げるというのが一つの理想。この三月から九月までを通年議会の試行と設定している。傍聴人の協働参加は、まず目は住民から見た議会、三つ目は変化を恐れない「変わらないことは悪」ぐらいの気持ちで、先進事例を参考にしながら、気がついたことから、できることを含めて初めて議会における事業評価を行うことを決定した。

清都幸基北海道福島町議　議会改革に私は三つの段階で臨んできた。第一点は「変わらないことは悪」ぐらいの気持ちで、先進事例を参考にしながら、気がついたことから、できることを含めて初めて議会における事業評価を行うことを決定した。

荏苒　注目されているのは議会・議員の（自己）評価制度。

議会改革の大きな転機は、統一選（後）の議会の発足。全議員が常任委員会以外に議論の場を持つよう、二つの特別委員会を立ち上げた。一つは、議会基本条例の制定を目指す「議会改革特別委員会」。もう一つは「公共施設の改修の在り方特別委員会」。特別委員会で議会改革に対する市民の生の声を聞く必要があるとして、今年二月、無作為抽出で二、五〇〇人対象の市民アンケートを実施した。五一三人が回答、反

七つの会派があるが、二人会派が二つ、無会派一人。これらの人は、本来代表者会議では発言権も何もないが、オブザーバーで入ってもらい、通常の代表者と同じ発言をしてもらっている。こういったところが強みだったが、その分、各会派がそれぞれの立場で行動、個人的な発言でしかなくなっている。議会の形としてはなってなかった。

これらを含め議長から議会基本条例と政治倫理条例を策定すると提言がなされ、議会制度検討委員会が設置された。途中から市民委員と学識経験者に入ってもらい、大きな成果が出た。

倫理条例と基本条例の関係について、二つ同時に考えてきたことが相乗効果となってある。市民委員、学識経験者のおかげで、市民参加の再認識ができた。議員はどうよう新が進一括法が国会だけがまとまりを持ったとしても力にはならない。市民の後ろ盾がないとそれだけの力が発揮できないという事実がある。

一年間の会議で言った。基本的な方向性は市民参加と議員討議に始まると捉えている。

市民の多様な意見を多く

収集していこうと、広報と合わせて広聴機能も持たせた委員会設置を条例で謳った。市民との意見交換等の企画立案も担うと位置付けている。それから、例えば本会議のインターネット配信や図書室の充実もお金がかかる。そういったことは